

あなたのまちの連絡先

大阪府 児童虐待110番

月曜日～金曜日の9時～17時45分

■池田子ども家庭センター
豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
072-751-1800

■吹田子ども家庭センター
吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
06-6389-2099

■中央子ども家庭センター
守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
072-828-0190

■東大阪子ども家庭センター
八尾市、柏原市、東大阪市
06-6721-5336

■富田林子ども家庭センター
富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
0721-25-2263

■岸和田子ども家庭センター
岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
072-441-0125

大阪市内にお住まいの方は
児童虐待ホットライン
(大阪市こども相談センター)
0120-01-7285
(まずは一報、なにわっ子)
24時間 年中無休

堺市にお住まいの方は
堺市子ども相談所
月曜日～金曜日 9時～17時30分
072-276-7123
上記時間帯以外の夜間・休日 072-277-4300

もしくはお住まいの市役所・区役所・町村役場児童虐待担当窓口へ。
上記時間帯以外の夜間・休日専用 072-295-8737 (大阪市・堺市を除く)

児童相談所 全国共通ダイヤル 0570-064-000 お住まいの地域の子ども家庭センター(児童相談所)に電話につながります。
※PHSや一部のIP電話からはつながりません。

まわりの子どもに関心を持ってください。
児童虐待防止・オレンジリボンキャンペーン
《11月は児童虐待防止推進月間です》

オレンジ色のリボンにこめられた思い、それは「子どもへの虐待をなくしたい」という強い気持ちです。一人でも多くの人に関心をもってもらい、虐待のない社会をつくるために、オレンジリボンを身につけて、児童虐待防止をアピールしましょう。

ためらわないでください

児童虐待 110番

あなたの連絡で子どもが救われます。

まちがってもかまいません。「虐待かな?」と思ったら、
ためらわずにお知らせください。



「虐待かどうかわからないし…」

「関係が悪くなるかもしれない…」

「きっと誰かが連絡しているはず…」

「まちがいかも…」と
ためらわないで!

虐待かどうかわからなくてもお知らせください。

例えば、

「長時間泣きわめいている子がいるのですが」

「ひと晩、子どもを外に放り出していたようで」

…といった相談でも十分です。

受話器の向こうは

子どものことをよく知る相談員です。

「もしかしたら虐待？」と

あなたが気づき、

行動(連絡)することが

子どもを救うのです。



連絡は
義務です。

児童福祉法及び児童虐待防止法において、すべての国民に対し、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市区町村(児童虐待担当窓口)もしくは児童相談所(子ども家庭センター)に通告することが義務づけられています。そして、連絡した人の秘密は守られます。

児童虐待とは?

児童虐待とは、親または親に代わる保護者が、子どもに対し次の行為をすることをいいます。

(これらの行為は保護者の意向にかかわらず、子どもの視点で判断します。)

身体的
虐待

子どもの身体に外傷が生じ、または
生じるおそれのある暴力を加えること。

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、
または子どもにわいせつな行為をさせること。

ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような
著しい減食、または長時間の放置。
その他、保護者としての監護を著しく怠ること。
保護者以外の同居人による虐待行為と
同様の行為を保護者が放置すること。

心理的
虐待

子どもに対する著しい暴言または著しく
拒絶的な対応、子どもが同居する家庭で
配偶者への暴力を見せるなど子どもに
著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

あなたの
秘密は
守られます。

こんな子どもや家庭を見かけたら、連絡を!

虐待シグナル チェック

- 不自然な外傷(打撲・火傷など)がみられる
- 衣服が汚れている、元気がなく表情が暗い
- 虚言、万引き、家出などの問題行動を繰り返す
- 年齢にそぐわない性的な言動がみられる
- 保護者が長期不在でいつも子どもだけにいる
- 登校させず、食事を与えられていない
- 大声をあげ、子どもや家族に暴力をふるっている様子が感じられる

連絡後の対応

連絡をすると、市区町村児童虐待担当課もしくは子ども家庭センター(児童相談所)は、このような対応を行います。

1 場所の把握

子どもの様子から気かゆりなこと、子どもの住む場所などを確認します。通告者が特定される情報は漏らしません。

2 子どもの安全確認

情報をもとに、関係機関と連携しながら、子どもの安全確認を行います。

3 「保護」や「支援」などの必要性を判断

子どもの状態により、子ども家庭センター(児童相談所)が保護の必要があると判断した場合は、子どもの保護を行います。また、その家族の相談に応じることで虐待が防止できると判断した場合は、市区町村もしくは子ども家庭センター(児童相談所)が、保護者や子どもへの支援を行います。